

(平成24年5月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	33 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	39 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から50年12月まで
私の父は、私が20歳の時に私の国民年金の加入手続をしてくれて、申立期間の国民年金保険料は母が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和50年1月から同年12月までの期間については、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は52年4月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、当該払出時点では当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったほか、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、未納保険料を遡ってまとめて納付したと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和46年3月から49年12月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び申立期間の保険料の納付を行っていたとする母親は、20歳になったら国民年金に加入するのが義務なので加入し、保険料を納付してきたと説明しているが、申立人の手帳記号番号は上記のとおり52年4月に払い出され、申立人が居住している区の国民年金氏名索引簿には、申立人が同年4月28日に加入手続を行った旨が記載されており、加入手続の時期に関する記憶が明確でないほか、上記手帳記号番号払出時点では当該期間は時効により保険料を納付することができないなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 12 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月から 52 年 9 月まで
私は、昭和 50 年に転居した市で、夫の同意を得て国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当初の昭和 50 年 12 月 16 日に国民年金に任意加入しており、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であったほか、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をおおむね納付している。

また、申立人は昭和 50 年に転居した市で国民年金に任意加入し、保険料を納付していたと説明しており、申立人は当該市で国民年金に任意加入し、保険料を納付した際に受領したと思われる当該市の「昭和 50 年度国民年金保険料納入通知書兼領収書」の表紙を所持しているほか、申立人は 50 年 12 月に国民年金手帳の記号番号が払い出された後、申立期間中の 51 年 3 月に異動した住所が、異動先の市が作成した国民年金被保険者名簿に記載されていることが確認できることから、申立人は住所変更手続を適切に行っているものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月から59年3月まで
② 昭和60年1月から同年3月まで

私は、申立期間当時は、勤務先の店があった建物内にある金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は国民年金に任意加入した昭和51年12月以降、申立期間を除き国民年金保険料を納付し、申立期間①前後の期間の保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人は当該期間の保険料を納付したものの、納付時点では当該期間の保険料は本来時効により納付することができなかつたにもかかわらず誤って収納されたため、当該納付済保険料の一部が当時、未納期間となっていた昭和60年4月及び同年5月の保険料として充当され、その残額が還付されていることがオンライン記録で確認できる。

また、申立人は申立期間②の保険料の納付頻度及び納付額に関する記憶が明確でない上、当該期間の保険料を時効期間経過前に納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いなど、申立人が上記の過誤納のほかにも当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から59年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 3 月から 50 年 4 月まで
② 昭和 52 年 2 月
③ 昭和 57 年 4 月
④ 昭和 60 年 5 月

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、私が就職した昭和 50 年 4 月までの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。また、私は 52 年 1 月末に厚生年金保険適用事業所を退職した後は、自身で国民年金の加入手続を行い、同年 2 月以降の保険料を全て納付してきた。申立期間①、②及び④が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、1 か月と短期間であり、申立人は当該期間直前の昭和 52 年 1 月末に厚生年金保険適用事業所を退職後、国民年金の加入手続を行ったと説明しているところ、申立人は同年 2 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失していることがオンライン記録で確認できる。このことから、申立人は同年同月に国民年金の強制加入被保険者資格を取得することとなるが、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録では、申立人の資格取得日を同年 3 月 7 日、被保険者の種別を任意加入被保険者と誤って処理され、この結果、当該期間は国民年金の未加入期間とされていることが確認できる。

また、申立人は申立期間②の国民年金保険料は自身で納付したと説明しているところ、当該期間直後の昭和 52 年 3 月の保険料は、同年 6 月 28 日の重複納付を理由に同年 7 月 27 日に還付決議されていることが還付整理簿で確認でき、この重複納付された保険料は当該期間が強制加入被保険者期間である場合には当該期

間に充当されるものであるが、当該期間が上記のとおり国民年金の未加入期間とされたため、当該保険料が還付されたものであることから、申立人は当該期間の保険料を納付したものと認められる。

- 2 申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父親から保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 52 年 3 月頃の時点では、申立期間①の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は当該期間当時に年金手帳を見た記憶は無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人は 3 か月ごとに口座振替で保険料を納付していたことが当時居住していた区の年度別納付状況リストで確認できるほか、申立人は 1 か月分の保険料を納付した記憶は無いと説明している。

申立期間④については、申立人が当該期間直前まで勤務していた厚生年金保険適用事業所が昭和 60 年 5 月 31 日付けで適用事業所でなくなっており、当該期間は厚生年金保険の加入期間ではない一方、申立人が国民年金に再加入したのは同年 6 月 1 日であることがオンライン記録で確認でき、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

このほか、申立人は申立期間③及び④の保険料の納付時期、納付場所及び納付額に関する記憶が明確でなく、当時の状況が不明であり、申立人及びその父親が、申立期間①、③及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 2 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月から 57 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 57 年 6 月まで

私は、結婚後、国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。夫の保険料は納付済みなのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人が保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間の保険料を納付しているほか、申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は昭和 49 年 9 月に連番で払い出されており、申立期間前の同年 8 月から 55 年 3 月までの期間について、申立人及びその夫の保険料はいずれも同一日に現年度納付されていることが申立人及びその夫が所持する領収証書及び申立人が当時居住していた市の国民年金保険料納付記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月までの期間及び 57 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 57 年 3 月

私の母は、時期は定かでないが、私の申立期間①の国民年金保険料をまとめて納付してくれた。その時に、母から、これからは保険料の納付を忘れないようにと注意を受けたことをはっきりと記憶している。申立期間②の保険料は自身で納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月及び 1 か月とそれぞれ短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 54 年 12 月に払い出されており、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人は、申立期間を除き保険料を全て納付している。

また、申立期間①の保険料を納付してくれたとする母親は、昭和 39 年 1 月以降、申請免除期間を除き保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月及び同年3月並びに45年10月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年2月及び同年3月
② 昭和45年10月から46年3月まで

私は、昭和43年4月に結婚した後、国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を未納のないように納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月及び6か月とそれぞれ短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和43年7月頃に払い出されており、当該払出時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であり、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の元夫は、通常過年度保険料の納付に使用される国庫金の納付書で当該期間直後の昭和43年度の保険料を現年度納付していることが元夫の特殊台帳で確認でき、一方、申立人の国民年金手帳の当該年度の印紙検認記録欄に検認印は無いが、オンライン記録では当該年度の保険料が納付済みとなっていることから、申立人も元夫と同様に当該年度の保険料を国庫金の納付書で納付していたものと推認できるほか、上記手帳の最初の国民年金被保険者資格取得月は厚生年金保険被保険者資格喪失月と同月であることから、申立人は当該期間が国民年金の被保険者期間であることを認識し、当該期間の保険料を納付したと考えるのが自然であり、申立期間②については、元夫の当該期間前後の期間の保険料は現年度納付されていることが上記特殊台帳で確認でき、元夫は当該期間の自身の保険料が当委員会のあっせんにより、未納から納付済みに記録訂正されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月から同年12月まで

私は、平成10年3月に厚生年金保険適用事業所を退職し、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、最初の2か月は国民年金保険料を納付した。その後は保険料を納付していなかったが、アルバイトで働いていた会社の正社員となった頃に、それまで納付していなかった申立期間の保険料を遡って1回で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、申立期間直前の平成10年3月及び同年4月の保険料は現年度納付されていることがオンライン記録で確認できる。

また、申立人は「再就職した会社には平成10年11月からアルバイトとして働き、半年ぐらいたってから正社員になったと記憶しており、その正社員になった頃に申立期間の保険料を遡って納付した。」と説明しており、申立人の申立期間直後の厚生年金保険の資格取得記録は11年7月6日の手続処理で同年1月に遡って処理され、同年7月8日には国民年金の資格が自動喪失により資格喪失されていることがオンライン記録で確認でき、この同年同月時点では申立期間の保険料は過年度納付することが可能であり、申立人が一括して保険料を納付するために金融機関から引き出して納付したと説明する金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年2月から同年5月までの期間及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年2月から同年5月まで
② 平成11年12月

私の母は、私が厚生年金保険適用事業所を退職するたびに厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料は郵便局や金融機関で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は4か月と短期間で、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間のうち平成11年2月及び同年3月の保険料は、当該期間直前の10年12月及び11年1月の保険料を現年度納付した同年2月9日時点で現年度納付することが可能であった。

また、申立期間①のうち、平成11年4月及び同年5月は、申立人は同年1月に実家のある市を転出した後、同年4月に転出した市から実家のある市に再転入していることが戸籍の附票で確認でき、申立人の基礎年金番号の住所変更履歴でも当該住所変更処理を同年5月26日に行っていることがオンライン記録で確認でき、当該市では、国民年金の転入処理が終わり次第、被保険者に納付書を送付していたと説明していることから、申立人に対して当該期間を含む現年度納付書が送付されていたものと考えられるほか、当該期間前の10年11月の保険料は11年12月に過年度納付されていることから、この納付時点でも当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、当該期間直前の平成11年11月の保険料は14年1月4日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、この納付時点では、当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見

られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 59 年 10 月から同年 12 月まで

私は、昭和 47 年 5 月に国民年金に任意加入し、将来の年金受給額を増やそうと考え 53 年 4 月に付加保険料の申出を行った。国民年金保険料は、区役所から送付された納付書で定額保険料と付加保険料を併せて金融機関で納付してきた。申立期間①の付加保険料含めた保険料が未納とされ、申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、当該期間を除き国民年金加入期間の定額保険料を全て納付しており、付加保険料の納付の申出を行った昭和 53 年 4 月から当該期間直前の 59 年 6 月までの期間の付加保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の国民年金の定額保険料は、過年度納付されていたことを示す記号がオンライン記録で確認でき、付加保険料は、制度上、過年度納付することができないなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月、6年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月
② 平成6年4月及び同年5月

私は、国民年金保険料の納付書に記載されていた納付期限に留意しながら、郵便局で保険料を毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月及び2か月とそれぞれ短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成6年4月頃に払い出され、当該払出時点では、申立期間の保険料は現年度納付及び過年度納付することが可能であり、申立期間前後の期間の保険料は過年度納付されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私は、同居していた義母に勧められて昭和39年頃に国民年金に加入し、加入後は主に義母が義母自身と私の国民年金保険料を納付していた。義母が記帳していた家計簿の47年3月欄に昭和43年度分の保険料の記載があり、義母が私の同年度分の保険料を納付してくれたのだと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は昭和40年4月以降申立期を除き60歳に到達するまでの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間のうち、9か月間については、義母が記帳していた家計簿が申立人から提出され、その家計簿には昭和47年3月21日に「国民年金43年度分」として「4,050」円を納付したことが記載されており、納付した47年3月は、第1回特例納付の実施期間中であり、当該期間の保険料を特例納付で納付することが可能であり、家計簿の記載額4,050円は第1回特例納付で納付した場合の納付額(450円×9か月)と一致しているほか、申立期間のうち、上記9か月間を除く3か月間については、申立人は申立期間の保険料を義母が納付していたと説明しており、申立人の保険料を納付していたとする義母は、国民年金制度発足当初から60歳に到達するまでの保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から同年6月まで
私は、平成2年4月に厚生年金保険適用事業所を退職して独立した際、国民年金の加入手続を行い、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で毎月納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人は申立期間を除き保険料を全て納付している。

また、申立期間直前の平成4年11月から5年3月までの期間の保険料は同年5月28日に過年度納付、申立期間直後の同年7月の保険料は夫婦共に同年8月に現年度納付されていることがそれぞれオンライン記録で確認でき、いずれの納付時点でも申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間の自身の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年11月30日から同年12月1日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年12月1日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から6年12月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が相違しており、また、同社における申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額より低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年11月30日。後に同年12月1日に訂正）の後の平成7年2月6日付けで、申立人の被保険者資格喪失日が6年11月30日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、平成6年11月30日から同年12月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及びA社における元同僚の供述により、申立人は、当該期間も同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成5年2月から6年10月までの標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、上記喪失処理日である7年2月6日付けで、5年10月及び6年10月の定時決定の記録が取り消され、5年2月に遡及して8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間及び当該遡及処理日において、同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人は、A社では、自動車の運行管理や運転手をしており、給与・社会保険事務には携わったことはないとは回答しているところ、このことについて、同社

の複数の元従業員も同様の供述をしていることから、申立人は、上記資格喪失処理及び標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成7年2月6日付けで行われた申立人に係る被保険者資格喪失処理及び標準報酬月額の遡及訂正処理は、事実即したものと考え難く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における被保険者資格喪失日を6年12月1日とし、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年12月31日から7年2月6日までの期間について、申立人のA社（平成8年11月1日にB社に名称変更）における資格喪失日は、7年2月6日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月31日から13年9月17日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤めていた期間はずっと給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年12月31日から7年2月6日までの期間について、雇用保険の加入記録及びA社における元同僚の供述により、申立人は、当該期間も同社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年12月31日。後に7年2月6日に訂正。以下「全喪日」という。）の後の平成7年2月6日付けで6年12月31日と記録されていることが確認できる。

また、A社において、申立人と同様に、全喪日より後の平成7年2月6日付けで6年12月31日に被保険者資格を喪失している者は26名、標準報酬月額が遡及して減額訂正された者は役員2名を含めて12名いることが確認できる。

さらに、申立人は、A社において、請求書のチェック、ドライバーの給与計算及び小切手の発行等の業務に従事しており、社会保険関係の手続は事業主、その妻及び社会保険労務士が行っていたと供述しているところ、同社の複数の元従業員も同様の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、平成7年2月6日付けで行われた申立人に係る被保険

者資格喪失処理は、事実に即したものととは考え難く、当該処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、当該資格喪失処理が行われた同年2月6日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の平成6年11月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成7年2月6日から13年9月17日までの期間について、雇用保険の加入記録から、申立人が同年5月5日までB社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人から提出された雇用保険受給資格者証により、申立人はB社を離職後、平成13年5月21日から雇用保険の基本手当を受給しており、当該期間のうち同年5月6日以降の同社での勤務は確認できない。

また、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成12年11月1日であり、7年2月6日から12年10月31日までは、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、A社の元労務担当者は、事業主から、社会保険事務所（当時）に保険料を支払えなくなり国民年金に加入してほしいと話を受けたと回答しているところ、平成12年2月22日頃までB社に勤務していたと回答している元従業員は、当時は厚生年金保険料が控除されていなかったと供述している。

加えて、申立人から提出された平成12年分給与所得の源泉徴収票及び14年度市民税・県民税課税証明書、申立人が13年9月17日から勤務したC社から提出された給与支給表によると、12年及び13年の社会保険料額は、同社に係るものを除くと、国民健康保険料、介護保険料及び雇用保険料の合計額とおおむね一致しており、厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、B社に係る商業登記簿謄本により、同社は既に破産していることが確認でき、事業主は所在不明のため、申立期間のうち、平成7年2月6日から13年9月17日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、オンライン記録によると、申立人は、当該期間のうち、平成7年2月から同年9月までについて、申立人は国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間のうち、平成7年2月6日から13年9月17日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和49年9月30日から50年1月28日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年1月28日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、11万8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月28日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年1月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月30日から50年3月1日まで

A社は経営が悪化した昭和49年頃、経営陣が入れ替わりB社に社名を変更したが、その間も継続して勤務し、毎月の給与から社会保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和49年9月30日から50年1月28日までの期間について、申立人に係る雇用保険の記録によると、当該期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和49年12月26日の後の50年1月28日付けで、申立人の同社における資格喪失日を遡って49年9月30日とする資格喪失届が受付されており、申立人を含め84人について同様の処理が行われていることが確認できる。

一方、A社は、同社に係る商業登記簿謄本によると、昭和49年12月23日に社名を変更しているが、資格喪失届の受付日である50年1月28日においても法人事業所であり、5人以上が同社に継続して勤務していたことが確認できることから、当時の

厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人は、A社に係る商業登記簿謄本により、資格喪失届の受付日である昭和50年1月28日において、同社の役員ではないことが確認でき、同社の元事業主及び複数の従業員は、「申立人は営業部の社員で社会保険の事務には関与していなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人について昭和49年9月30日に資格を喪失する処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失に係る処理は有効なものとは認められないことから、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を、上記資格喪失届の受付日である50年1月28日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年8月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和50年1月28日から同年3月1日までの期間について、申立人に係る雇用保険の記録、B社に係る商業登記簿謄本及びA社の取締役等の供述から判断すると、申立人は同社から業務を引き継いだB社において勤務していたことが推認できる上、同僚から提出のあった同年1月及び同年2月の給与支給明細表では、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和50年3月の資格取得時の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、B社は、当該期間には、厚生年金保険の適用事業所になっていないものの、5人以上の従業員が当該期間についてもA社から継続して勤務していた旨回答していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は当該期間において、厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成14年4月から16年8月までは62万円、同年9月から17年8月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から17年9月1日まで

A社を設立し、代表取締役となったが、その後譲渡し、退職まで名目上会長であった。譲渡してからは、経営に一切関知していなかった。申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額より低くなっているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額について、当初、平成14年4月から16年8月までは62万円、同年9月及び同年10月は38万円と記録されていたところ、14年10月、15年9月及び16年9月の定時決定並びに同年3月の随時改定の記録が取り消され、同年11月5日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されている上、申立人と同様に標準報酬月額が同日付けで減額訂正された者が、申立人のほかに16人確認できる。

また、A社に係る滞納処分票により、同社は平成15年度分から社会保険料の滞納があったことがうかがえる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、平成15年12月31日に代表取締役を退任し、上記訂正処理日には取締役であったことが確認できるが、申立人は、「A社を譲渡してからは、経営に一切関わっていなかった。」と述べており、同社の複数の元従業員も、「申立人は、譲渡後は肩書だけの会長になり、経営に口を挟むことができない立場で、譲渡後の事業主が全ての権限を持っていた。」旨述べていることから、申立人は、上記訂正処理日において取締役であったものの、社会保険の届出事務に権限は無く、当該訂正処理に関与していなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成14年4月から17年8月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、14年4月から16年8月までは62万円、同年9月から17年8月までは38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から16年9月1日まで

夫が設立したA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。平成16年3月31日まで経理担当及び役員として勤務し、夫が同社を譲渡した同年4月1日から退職までは経理担当及び役員から外れ、社会保険事務等に一切関知していなかった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、平成14年10月及び15年9月の定時決定の記録が取り消され、16年11月5日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されている上、申立人と同様に標準報酬月額が同日付けで減額訂正された者が、申立人のほかに16人確認できる。

また、A社に係る滞納処分票により、同社は平成15年度分から社会保険料の滞納があったことがうかがえる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、平成15年12月31日に取締役を退任したことが確認できることから、同社の複数の元従業員は、「申立人は、夫がA社を譲渡する前は経理担当者であったが、譲渡後は別の者が経理担当者になり、申立人は経営に関わっていなかった。」旨述べていることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記訂正処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和59年11月6日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和59年6月から同年9月までは11万8,000円、同年10月は16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月10日から同年11月6日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の同社における資格喪失日は昭和59年6月10日と記録されているが、当該喪失日より後の同年10月に定時決定（16万円）が行われていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和59年10月31日）より後の昭和60年1月21日付けで、59年3月31日と記載され、さらに、60年2月7日付けで59年6月10日に訂正されていることが確認できる。

なお、上記被保険者名簿において、申立人と同様にA社が適用事業所でなくなった後に資格喪失日が遡って訂正されている者は13人確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本により、申立期間及び上記訂正処理日に同社は法人であることが確認でき、また、上記被保険者名簿において遡って被保険者資格の喪失処理及び喪失日の訂正処理が行われた者が5人以上確認できることから、同社は当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断され、社会保険事務所（当時）において当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、昭和59

年6月10日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を雇用保険の離職日の翌日である同年11月6日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者名簿の記録から、昭和59年6月から同年9月までは11万8,000円、同年10月は16万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和52年2月26日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月26日から52年2月26日まで

A社では代表取締役を務め、申立期間も継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社で勤務していた妻は昭和52年2月26日まで加入記録があり、それより早く退社することはないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本により、申立人は、同社が設立された昭和50年8月28日から52年2月17日まで代表取締役として勤務していたことが確認できる。

一方、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和52年2月26日(以下「全喪日」という。)より前の同年2月17日に代表取締役を辞任しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿により、同社の全喪日より後の同年3月28日に申立人に係る資格喪失届が受け付けられており、資格喪失日が遡って51年12月26日と記載されていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、申立人と同日に資格喪失届の受付がされた従業員について、申立人の妻を含む3人が確認できるところ、いずれの者も資格喪失日が、A社の全喪日と同日である昭和52年2月26日と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人が居住している地域を管轄する区役所の記録により、申立人は、昭和52年3月24日に国民健康保険の加入に係る届出をしており、同年2月26日から現在も国民健康保険に加入していることが確認できるところ、当該届出を行ったとする申立人の妻は、同年3月にA社からもらった書類を持参して上記区役所で国民健康保険の加入手続を行ったと思う旨供述している。

加えて、上記被保険者名簿により、申立人の妻がA社を昭和52年2月26日に資格喪失していることが確認できることから、同人についても同日に国民健康保険に加入した記録があることから、夫婦同時に国民健康保険の加入手続をしており、申立人も申立人の妻と同様に同社に勤務していたことが推認される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人の資格喪失日に係る処理を遡って行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、申立人が国民健康保険に加入した昭和52年2月26日であると認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年11月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年5月14日から14年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。給与支給明細書の写しを提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成13年6月分から14年12月分までの給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の親会社であるB社は、当時の資料が無く不明としているが、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 11 月 1 日から 43 年 6 月 1 日まで
② 昭和 43 年 8 月 1 日から 45 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 3 月 1 日から 46 年 3 月 1 日まで

ねんきん定期便が届き、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知ったので、年金事務所で調べてもらったら、「現金で、A 社会保険事務所（当時）にて支払われた。」と言われた。

しかし、私は、A 社会保険事務所がどこにあるかは知らなかったし、支給されたことになっている日は新婚旅行中だったので、脱退手当金について手続をしたことや受給した記憶が無いので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対する脱退手当金は、オンライン記録では、申立期間①、②及び③を対象期間として、昭和 46 年 4 月 27 日に支給決定されているところ、申立人が申立期間①及び③に勤務した B 社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、申立期間①及び③のそれぞれについて、脱退手当金が支給決定されたことを示す「46. 4. 14 脱退」の同じ押印があり、また、申立人が申立期間②に勤務した C 事業所に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、手書きの「脱」の表示がある。

しかしながら、B 社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄の「46. 4. 14 脱退」の押印については、申立期間①及び③に係る押印の上からそれぞれ「×」印が付されている。そして、当該事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、そのほかに「脱（退）」の表示はない。

このため、このように「脱退」の押印の上から「×」印のある事例を調査したところ、申立人に係る脱退手当金の裁定庁である A 社会保険事務所が作成・保管していた事業所別被保険者名簿においては、申立期間当時、「脱退」の押印に「×」印を付してい

るものが1件見られ、その他、D社会保険事務所（当時）が作成・保管していた事業所別被保険者名簿においても同様の事例が2件見られたが、これらの事例は、いずれもオンライン記録において、当該期間が被保険者期間として記録されているものの、脱退手当金の支給記録がないため、支給決定が取り消された（脱退手当金請求者が指定された金融機関等に脱退手当金の受取に行かず、取り消された場合を含む。）ものと考えられ、このことから、申立人のB社に係る被保険者名簿の「脱退」の押印の「×」印についても、脱退手当金の支給決定が取り消されたことを表すものであると考えられる。

一方、本件に係る上記事業所別被保険者名簿における「脱退」の押印の上からの「×」印等の処理記録について、日本年金機構E事務センターは、「一旦は、申立期間①及び③のB社に係る被保険者期間のみで脱退手当金の支給をスタンプ日付（昭和46年4月14日）で決定したが、支給する前に申立期間②のC事業所に係る被保険者期間があることが判明し、当該期間も支給対象とすべきであることに気付いたことから、当該B社の被保険者期間に係る支給決定を取り消し、同社に係る被保険者名簿の『脱退』の押印に『×』印を付した上で、改めてこれら申立期間①、②及び③の3つの被保険者期間を合わせて、オンライン記録どおりの支給決定を行ったと考えられる。」と説明しており、また、このように支給決定をやり直したにもかかわらず、B社に係る被保険者名簿において、改めて「脱（退）」表示が行われていないことについては、「当時の脱退手当金の支給決定事務においては、被保険者名簿への『脱（退）』の表示が必ずしも義務付けられていたものではなかったことから、改めて『脱（退）』表示がなされていなくとも不自然ではない。」と説明している。

しかしながら、申立期間当時、脱退手当金を受給するためには、厚生年金保険法上、24か月以上の厚生年金保険被保険者期間が必要であったところ、申立人のB社における被保険者期間は、申立期間①と③を合わせても19か月しかなく、当該期間のみでは脱退手当金の受給要件を満たさなかった上、当時一般に、社会保険事務所（当時）が脱退手当金の支給決定を行う場合、当該決定の決裁の過程において、所長以下6名ないし8名の担当職員がチェックを行うこととされており、A社会保険事務所において、担当職員全員が、申立人の場合に、被保険者期間がB社における19か月しかないにもかかわらず、これに気付かず支給決定を行ったとは考えられない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿における「脱退」の押印日は、昭和46年4月14日と記録されている一方で、オンライン記録における申立人に対する申立期間①、②及び③に係る脱退手当金の支給決定日は、そのわずか約2週間後の同年4月27日と記録されており、しかもC事業所に係る事業所別被保険者名簿には、「脱」の表示があることから、仮に、B社における被保険者期間に係る脱退手当金の支給決定を取り消し、再度C事業所における被保険者期間を含めて、改めて約2週間後に支給決定したのであれば、B社に係る被保険者名簿に新しい「脱（退）」の表示がないのは不自然である。

なお、C事業所に係る被保険者名簿の申立人の欄の「脱」の表示については、「×」印がなく、「脱」の表示が残ったままであるが、C事業所における申立人の被保険者期間である申立期間②は19か月しかなく、当該期間のみでは脱退手当金の支給要

件を満たさなかった上、オンライン記録には当該期間単独での支給記録もなく、また、上記のとおり、申立期間①、②及び③のうち、申立期間①及び③のB社に係る「脱退」の表示には、両期間共に「×」印が付されていることから、当該C事業所に係る「脱」の表示については、当時の社会保険事務所の担当者が「×」印を付すのを失念したと考えるのが自然である。

したがって、日本年金機構E事務センターの上記説明には論理的矛盾等があり、申立人に対する申立期間①、②及び③に係る脱退手当金の支給決定は、取り消されたものとするのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成15年7月を34万円、同年8月を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年7月1日から同年9月1日まで
平成15年7月及び同年8月の給与明細書では、23,086円の厚生年金保険料が控除されているが、ねんきん定期便で送られてきた厚生年金保険料の月別状況には17,654円と書いてある。事業所に確認しても明確な回答が得られず、いまだに解決していないため調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、オンライン記録において、平成15年7月及び同年8月共に26万円とされているところ、申立人から提出のあった給与明細書から、両月とも標準報酬月額34万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成15年7月は34万円、同年8月は32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、控除額に見合う保険料を納付したはずであるとし、A法人の当時の預金通帳における社会保険料の振替記録の写しを提出しているが、当該資料は、事業主

が申立人の申立期間に係る社会保険料を社会保険事務所（当時）に納付した事実を証明するものではなく、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和62年4月から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録、A社における申立人の給与所得の源泉徴収票に記載された退職日及び元事業主の供述から、申立人は、同社に平成7年2月28日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記元事業主は、社会保険料は当月控除であった旨供述しているところ、A社に平成7年2月28日まで勤務していた複数の元従業員が所持する同年2月分の給与明細書によると、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、申立期間において、解散・閉鎖されておらず、法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成元年10月から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録及びA社の元事業主の供述から、申立人は、同社に平成7年2月28日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記元事業主は、社会保険料は当月控除であった旨供述しているところ、A社に平成7年2月28日まで勤務していた複数の元従業員が所持する同年2月分の給与明細書によると、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、申立期間において、解散・閉鎖されておらず、法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

は、申立期間当時、適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成6年4月から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録及びA社の元事業主の供述から、申立人は、同社に平成7年2月28日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記元事業主は、社会保険料は当月控除であった旨供述しているところ、A社に平成7年2月28日まで勤務していた複数の元従業員が所持する同年2月分の給与明細書によると、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、申立期間において、解散・閉鎖されておらず、法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

は、申立期間当時、適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成5年1月から6年10月までは53万円、同年11月から7年1月までは56万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月1日から7年2月28日まで
② 平成7年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、取締役生産管理部長であり、厚生年金保険関係事務には関与していなかったため、申立期間①について標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。また、同社には平成7年2月28日まで継続して勤務していたのに申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年2月28日（現在は、平成7年3月1日に訂正されている。）より後の同年3月7日付けで、5年1月から6年10月までは53万円が8万円に、同年11月から7年1月までは56万円が8万円に、それぞれ遡って訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、昭和60年6月30日付けで同社の取締役重任され、上記遡及訂正処理日（平成7年3月7日）において、引き続き、取締役であることが確認できるが、複数の元従業員は、「申立人は、取締役生産管理部長であり、厚生年金保険関係の事務手続には関与していなかった。」旨供述しているこ

とから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年1月から6年10月までは53万円、同年11月から7年1月までは56万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、A社の元事業主及び複数の元従業員の供述から、申立人は、同社に平成7年2月28日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記元事業主は、社会保険料は当月控除であった旨供述しているところ、A社に平成7年2月28日まで勤務していた複数の元従業員が所持する同年2月分の給与明細書によると、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できることから、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社は、申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、申立期間②において、解散・閉鎖されておらず、法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る上記訂正後の平成7年1月の標準報酬月額から、56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間②当時、適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成6年12月から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録及びA社の元事業主の供述から、申立人は、同社に平成7年2月28日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記元事業主は、社会保険料は当月控除であった旨供述しているところ、A社に平成7年2月28日まで勤務していた複数の元従業員が所持する同年2月分の給与明細書によると、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、申立期間において、解散・閉鎖されておらず、法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社

は、申立期間当時、適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成3年2月から同年9月までは34万円、同年10月から4年9月までは36万円、同年10月から6年6月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から6年7月30日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額について、当初、平成3年2月から同年9月までは34万円、同年10月から4年9月までは36万円、同年10月から5年3月までは38万円と記録されていたところ、同年4月7日付けで、3年2月に遡って9万8,000円に減額訂正されており、また、当初、5年9月から6年6月までは38万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月30日より後の同年8月8日付けで、5年9月に遡って8万円に減額訂正されている上、申立人のほかにも複数の被保険者が同時期に標準報酬月額を減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社が加入していたB厚生年金基金（平成4年9月18日付けで脱退）の記録によると、申立人の平成3年2月から4年8月までの標準報酬月額は、当初のオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社の元事業主は、申立期間当時、同社は厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所から滞納保険料の処理について任せてくれと言われた旨の報告を従業員の経理担当者から受けたと供述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月7日付け及び6年8月8日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実上即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められな

い。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の3年2月から6年6月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、3年2月から同年9月までは34万円、同年10月から4年9月までは36万円、同年10月から6年6月までは38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成3年2月から同年6月までは16万円、同年7月から同年9月までは20万円、同年10月から4年9月までは22万円、同年10月から5年8月までは24万円、同年9月から6年6月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から6年7月30日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違しているのを、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額について、当初、平成3年2月から同年6月までは16万円、同年7月から同年9月までは20万円、同年10月から4年9月までは22万円、同年10月から5年3月までは24万円と記録されていたところ、同年4月7日付けで、3年2月に遡って9万8,000円に減額訂正されており、また、当初、5年9月から6年6月までは28万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月30日より後の同年8月8日付けで、5年9月に遡って8万円に減額訂正されている上、申立人のほかにも複数の被保険者が同時期に標準報酬月額を減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社が加入していたB厚生年金基金（平成4年9月18日付けで脱退）の記録によると、申立人の平成3年2月から4年8月までの標準報酬月額は、当初のオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社の元事業主は、申立期間当時、同社は厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所から滞納保険料の処理について任せてくれと言われた旨の報告を従業員の経理担当者から受けたと供述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月7日付け及び6年8月8日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行

った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の3年2月から6年6月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、3年2月から同年6月までは16万円、同年7月から同年9月までは20万円、同年10月から4年9月までは22万円、同年10月から5年8月までは24万円、同年9月から6年6月までは28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和 39 年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社内での転勤はあったが、申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された「年金記録該当者在職記録報告書」、申立人から提出された「給料支払明細書」及びA社の複数の元従業員の供述から、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務し（昭和 39 年7月1日に同社（C市）から同社（D市）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された「給料支払明細書」において確認できる保険料控除額から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 39 年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成5年10月から6年9月までは32万円、同年10月は53万円、同年11月から7年3月までは59万円、同年4月から同年6月までは50万円、同年7月から12年9月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から12年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額について、当初、平成5年10月から6年9月までは32万円、同年10月は53万円、同年11月から7年3月までは59万円、同年4月から同年6月までは50万円、同年7月から10年2月までは59万円と記録されていたところ、同年4月6日付けで、5年10月に遡って9万2,000円に減額訂正されており、また、当初、10年3月から12年9月までは59万円と記録されていたところ、同年10月18日付けで、10年3月に遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人のほかにも複数の被保険者が同時期に標準報酬月額を減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された平成6年度、10年度、11年度及び12年度の「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」に記載されている社会保険料額は、上記減額訂正される前の標準報酬月額から算出した健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の合計額とおおむね一致しており、記載されている給与支払金額又は給与収入額に見合う標準報酬月額は、当該減額訂正後の標準報酬月額に比べ高額であることが確認できる。

また、事業主は、申立期間当時、A社は厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所に相談したところ、滞納保険料を処理するための書類を渡され、当該書類に代表者印を押したと供述している。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び上記減額訂正処理日において取締役であったことが確認できるが、事業主は、代表者印は自分が管理しており、申立人は社会保険事務手続には関与していなかったと供述しており、申立人も社会保険事務手続には関与していなかったと供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、平成10年4月6日付け及び12年10月18日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、5年10月から6年9月までは32万円、同年10月は53万円、同年11月から7年3月までは59万円、同年4月から同年6月までは50万円、同年7月から12年9月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年7月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月31日から6年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年12月31日より後の6年7月22日付けで、5年12月31日と記録されており、申立人のほかにも2名の元従業員の資格喪失日が同様に処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、上記とは別の2名の元従業員は、平成6年7月22日付けで、同年4月1日の資格取得に係る記録を取り消され、4名の元従業員は、当初、同年6月1日であった資格喪失日を5年12月31日に訂正されていることが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立期間に同社は閉鎖されておらず、法人事業所であることが確認できることから、同社は、申立期間も厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。そのため、社会保険事務所（当時）において、同社が平成5年12月31日に適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は無い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人のA社における資格喪失日を平成5年12月31日とする処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記

録における離職日の翌日である6年7月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年11月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から56年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年6月から56年2月まで
私は、昭和49年6月に厚生年金保険適用事業所を退職した後に国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和49年6月に厚生年金保険適用事業所を退職後に国民年金の加入手続を行ったとしているが、当該加入したとする時期は同年12月に長子を出産した時期の前か後かどうかは憶えていないと説明しており、加入手続の時期に関する記憶が明確でないほか、申立人は、申立期間のうち同年6月から53年10月まで居住していた2市の郵便局で保険料を納付していたと説明しているが、当該2市では郵便局で保険料を納付することができなかったことを説明すると、ほかの金融機関で納付したのかもしれないとして主張を変更するなど、保険料の納付場所に関する記憶も明確でない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和56年5月22日に払い出されており、申立人が所持している年金手帳には申立期間直後の同年3月13日に任意加入被保険者として資格取得していることが記載されていることから、申立期間が離婚後の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、申立期間のうち53年11月から56年3月前までの期間は、納付書が届かなかったため、保険料を納付していなかったと説明していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月及び平成 3 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 9 月
② 平成 3 年 1 月

私は、会社を退職するたびに区役所へ行き厚生年金保険から国民年金への切替
手続を行い、後日、区役所窓口で国民年金保険料を納付しているはずである。申
立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納
とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付額がそれぞれ 1 万 2,800 円
と自身の日記帳に記載していたと説明しているものの、その金額は当該期間の保険
料額と大きく相違しているほか、申立期間①については、当該期間は国民年金の未
加入期間であり保険料を納付することができない期間であること、申立期間②につ
いては、平成 5 年 6 月に氏名変更及び第 3 号被保険者への種別変更の処理がされた
ときに、当該期間は国民年金被保険者期間として記録追加されたと考えられ、この
記録追加時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であ
ったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺
事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、
申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

私は、昭和53年3月末に退職し、同年4月に社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行い、加入後は届いた納付書で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は昭和53年3月末に厚生年金保険適用事業所を退職し、同年4月に社会保険事務所での国民年金の加入手続を行い、加入後は届いた納付書で保険料を納付していたと説明しているが、申立期間当時は基本的に社会保険事務所での加入手続を行うことはできなかったほか、申立人は、申立期間の保険料の納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和60年4月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から60年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から60年1月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成6年5月に払い出されており、この払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、上記手帳記号番号及び厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳を1冊所持し、別の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 10 月まで
私の両親は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 57 年 10 月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は申立期間当時に年金手帳を見たことがないと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月及び同年4月並びに同年7月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年3月及び同年4月
② 昭和54年7月から58年3月まで

私は、最初に勤務した会社を退職した昭和54年3月頃に市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を全て納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関する具体的な記憶は無いと説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和58年4月に払い出されており、この払出時点では申立期間①及び申立期間②のうち55年12月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、その後の56年1月以降の期間は過年度納付及び現年度納付することが可能であったが、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無いと説明している。

さらに、申立人は、現在所持する厚生年金保険の記号番号及び上記手帳記号番号が記載された年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、姉と相談して国民年金に任意加入し、60歳になるまで国民年金保険料を全て納付してきた。加入期間の途中で国民年金をやめた^{おぼ}憶えは無い。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和59年4月を除く申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は保険料の納付額、納付頻度及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間は国民年金の任意加入被保険者資格を喪失した後の未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、当該資格喪失申出の入力処理が昭和59年7月25日に行われ、申立期間のうち同年4月の保険料は同年9月26日の充当及び還付決議により、同年2月の保険料に充当され、残額は還付されていることがオンライン記録で確認でき、上記の資格喪失申出の入力処理が59年度中に行われていることから申立期間のうち少なくとも60年度の保険料の納付書は発行されていなかったと考えられるなど、申立人が59年4月を除く申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から48年3月まで
私の母は、昭和43年10月頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和48年5月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は母親から国民年金手帳を受け取った^{おぼ}憶えは無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 12 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を昭和 55 年 1 月 16 日に金融機関で納付し、その領収証書も所持している。年金事務所の記録では同年 1 月 5 日に国民年金の資格喪失手続を行ったことになっているが、私は 56 年 1 月からやめる手続をしたはずであり、申立期間当初に喪失手続をした^{おぼ}憶えはない。申立期間が国民年金に未加入で保険料が付加保険料を含めて未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金の定額保険料及び付加保険料が昭和 55 年 1 月 16 日に納付した領収証書を所持しているが、申立人は申立期間当初の同年 1 月 5 日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失し、その後 61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者資格を取得していることが申立人の所持する国民年金手帳で確認でき、申立期間は国民年金の任意加入被保険者資格を喪失した後の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が納付した申立期間の定額保険料及び付加保険料については昭和 55 年 5 月 19 日に還付決議され、同年 6 月 9 日に支払手続が行われていること、及び当該支払手続の翌日に上記領収証書に記載された納付額と同額の金額が申立人の夫の口座に入金されていることが還付整理簿及び当該口座の入出金取引明細で確認できることから、申立人は同年 1 月に被保険者資格喪失の申出を行ったと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から54年3月までの期間、同年7月から55年12月までの期間、56年4月から同年9月までの期間、57年1月から同年3月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月から54年3月まで
② 昭和54年7月から55年12月まで
③ 昭和56年4月から同年9月まで
④ 昭和57年1月から同年3月まで
⑤ 昭和57年7月から同年9月まで

私は、婚姻後の昭和45年頃に義母に勧められて区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は私又は夫が区役所出張所で夫婦二人分を一緒に納付していた。夫の保険料が納付済みとなっている期間は私の保険料も納付済みであるはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその夫は夫婦二人分の保険料を一緒に区役所出張所で納付していたとする保険料の納付時期、納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する国民年金手帳の記号番号が記載されている年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄の「被保険者の種別」欄には「1号」と印字されていることから、当該手帳は昭和61年4月以降に使用された手帳であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後に夫婦で保険料の免除申請を行った63年3月頃に払い出されており、申立期間当時は夫婦二人分の保険料を一緒に納付することはできなかつたほか、当該払出時点まで申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月から9年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月から9年1月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した平成8年10月頃に区役所で国民年金への切替手続きを行い、6か月分もしくは12か月分の国民年金保険料として30万円から40万円くらいを割引の適用を受けて一括で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付期間に関する記憶が曖昧であるほか、厚生年金保険から国民年金への切替手続き後に6か月分又は12か月分の保険料として30万円から40万円くらいを一括で納付したと説明しているが、平成8年10月から9年3月までの6か月分の保険料を前納した場合の保険料額は7万2,980円、8年10月から9年9月までの12か月分の保険料を前納した場合の保険料額は14万6,930円となり、申立人が納付したとする保険料額と大きく相違している。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号を基に平成9年1月に付番されており、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できないため、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人が所持する昭和55年4月に就職した会社で交付された年金手帳及び平成12年1月24日に再発行された年金手帳には、厚生年金保険の記号番号及び基礎年金番号は記載されているものの、国民年金手帳の記号番号は記載されておらず、申立人はこの2冊の年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月、同年6月、同年11月から57年3月までの期間、63年3月及び平成2年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年5月及び同年6月
② 昭和55年11月から57年3月まで
③ 昭和63年3月
④ 平成2年1月

私は、20歳になる昭和55年の*月に勤務した会社が厚生年金保険適用事業所ではなかったため、市役所で国民年金の加入手続を行った。その後に厚生年金保険に加入し、その資格を喪失する都度、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は金融機関、市役所及び区役所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付場所、納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間より後の昭和57年4月に、申立人が申立期間②中の55年11月頃に転居したとする区で払い出されていることから、当該期間の保険料は遡って納付することとなるが、申立人は1年以上の期間の保険料を遡って納付した記憶が定かでなく、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、申立人が申立期間②後の57年9月に厚生年金保険に加入して同年同月に国民年金の資格を喪失したことにより、既に納付していた同年同月以降の保険料が同年12月8日付けの決議で申立期間①直後の55年7月から申立期間②直前の同年10月までの未納期間の保険料に充当され、残額が還付されていることが申立人の「還付整

理簿」及び「還付・充当、一時金等リスト」で確認でき、当該期間は充当されるまで未納であったなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人は当該期間を含む昭和 63 年 2 月及び同年 3 月の保険料を納付しているものの、時効後納付を理由に平成 2 年 5 月 31 日付けの決議により、当該期間の保険料が同年 3 月の保険料に充当されるとともに、残額が還付されていることがオンライン記録で確認でき、この記録には還付請求者の氏名及び住所、還付金額、口座番号、支払通知書作成年月日が記載されており、その記載内容に不合理な点は見られない。

申立期間④については、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には当該期間の記載は無く、当該期間の国民年金被保険者期間の記録が平成 5 年 6 月 14 日に追加されていることがオンライン記録で確認でき、この記録追加時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であったなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から 38 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 38 年 4 月まで
私は、昭和 37 年頃に新聞記事で国民年金に任意加入できることを知り、国民年金の加入手続を行い、38 年に転居するまで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料を郵便局で納付していたと説明しているが、申立人が申立期間当時に居住していた市では、当時の保険料は納付組織による印紙検認方式で収納していたと説明しており、当時の保険料の納付方法と相違している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 42 年 9 月 2 日に任意加入したことにより払い出されており、申立人が所持する年金手帳には、資格取得日の欄に上記払出日が、また、被保険者の種別の欄には「任」と記載されており、申立期間は国民年金の任意加入期間の未加入期間で、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、上記手帳記号番号が記載された 2 冊の年金手帳を所持しているものの、申立期間当時に年金手帳を受け取った記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人は申立期間の保険料を遡って納付した記憶も無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から50年6月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料は私が区出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間当時に国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の父親から当時の手続状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和50年6月に払い出されており、当該払出時点では申立期間のうち、47年2月から48年3月までの期間は第2回特例納付で、同年4月から50年3月までの期間は過年度納付で、同年4月から同年6月までの期間は現年度納付でそれぞれ保険料を納付することが可能であったものの、申立人は、申立期間の保険料の納付方法、納付額及び保険料を遡って納付したかどうかに関する記憶は曖昧であるほか、申立人は、上記の手帳記号番号が記載された年金手帳以外の年金手帳を所持していたか分からないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月から同年9月まで
私は、平成9年初め頃に国民年金の加入手続きを行い、区役所本庁舎の窓口で国民年金保険料を一括納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は平成9年初め頃に区役所本庁舎の窓口で申立期間の保険料を一括で納付したと主張しており、申立人の基礎年金番号が付番された9年2月時点では申立期間の保険料は過年度納付及び現年度納付することが可能であったものの、過年度納付となる8年2月及び同年3月分の保険料は区役所本庁舎窓口では納付することができないほか、10年9月に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、申立期間直後の期間が第3号被保険者の期間であることから、当該納付書は、その作成時点からみて、申立期間のうち8年8月及び同年9月の保険料に係るものであったものと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13153

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から62年3月まで

私は、学生時代は国民年金保険料を納付していなかったが、婚姻後、母に勧められて国民年金の加入手続きを行い、学生時代を含めた未納であった保険料を一括で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は婚姻後の平成2年4月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間は学生時の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、遡って保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年3月まで
私の父は、区役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和46年10月頃に払い出されており、申立人が所持する領収証書では41年4月から44年9月までの期間の保険料を第1回特例納付により47年1月31日に納付していることが確認でき、申立人が居住していた区を含む市区町村を広域的に管轄する行政庁の資料には、第1回特例納付の保険料の納付対象者である11年4月1日以前に生まれた者の受給権確保を図るため、納付書による納付督促、文書による納付奨励、広報による周知を講じていたことが記載されており、申立人は7年生まれであり、かつ、当該特例納付をしなければ60歳に達するまでの保険料を納付したとしても受給資格が得られない状況であったため、これらの対象者であったものと考えられる。

さらに、申立人と手帳記号番号が近接する被保険者で第1回特例納付を行っている被保険者40人を抽出し、その保険料の納付状況を確認した結果、14人は受給資格期間を超えてそれまでの未納期間を全て納付している一方、26人は受給資格期間を満たすために必要となる月数に加えおおむね10か月未満を特例納付していること、申立人と年齢が近接する被保険者の状況をみると受給資格期間を満たすために必要となる月数に加え数か月程度を超過して特例納付している者が大半であるこ

と、申立人の父親も同様に申立人の受給資格期間を満たすために必要な特例納付を行ったと考えられ、実際の納付月数は310か月となっていることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から5年1月まで
私は、長女が生まれる少し前の平成元年5月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は送られてきた納付書を用いて金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付していたと説明する保険料額は、申立期間当初の額と大きく相違するほか、申立人は、平成元年5月頃に区で国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、当時、申立人は別の区に居住していたことが外国人登録記録で確認できる。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成7年2月頃に払い出されており、この払出時点では、申立期間は1か月を除き時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から52年10月まで

私は、昭和51年*月に長男を出産し忙しかったので国民年金の加入手続きが遅れたが、52年11月頃に区役所の出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は出張所窓口で一括して納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付したと説明する金額は、申立期間の保険料額と大きく相違する。

また、申立人は申立期間直後の昭和52年11月29日に国民年金に任意加入していることが申立人が所持する年金手帳で確認でき、申立期間は国民年金の任意加入前の未加入期間となるため、制度上、遡って保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年8月まで

私の母は、私が大学院を卒業した後に、私の国民年金の加入手続きを行い、婚姻するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。母は、町会による保険料の集金を担当していたため、私の保険料を納付していないとは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続き及び保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は婚姻後の昭和51年9月に任意加入したことにより払い出されており、申立期間は平成3年10月31日に被保険者資格の取得及び喪失の記録が追加されたことにより国民年金の未加入期間から未納期間に整備されたものであることがオンライン記録で確認でき、当該記録整備時点まで申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、この記録整備時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は母親から国民年金手帳を受け取った記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月 15 日から 9 年 6 月 30 日まで
A 社（現在は、B 社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A 社に勤務していたことがうかがえる。しかしながら、B 社は、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について、当時の資料は既に無く、A 社における申立人の在籍の事実を確認することができないため不明と回答している。

また、申立人が A 社において申立期間に同じ業務で勤務したとする同僚 3 人のうち二人は、同社に係るオンライン記録に氏名が見当たらないことから、同社においては従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、上記同僚 3 人の雇用保険の加入記録を調査したところ、いずれの者にも申立期間の加入記録は確認できない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間以前から国民年金の第 3 号被保険者となっており、夫が加入する政府管掌健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23144 (事案 12338、17267 及び 20396 の再々々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 14 日から同年 4 月 7 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨を第三者委員会に対して再度申し立てたが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないことから、記録を訂正できないとの通知を受けた。

しかし、元厚生労働大臣は勤務していただけて年金を認める旨の発言をしていたので、私が日記や手紙を提出した時点で年金記録は訂正されるはずである。また、A社に就職した際に公共職業安定所から再就職をしたことによる一時金 (8,400 円) を受給しているので、申立期間に同社に勤務していたのは確かであり、同社の給与は前の会社とほぼ同じであり、保険料控除も同じであったはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出のあった日記から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できるが、同社の事業主及び工場長は既に死亡しており、厚生年金保険料の控除が確認できない等の理由から、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 10 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、申立期間当時、A社の社宅に住んでいたことが分かる手紙の封筒を保有しており、また、B社から一緒にA社に転職した同僚及び申立期間当時に世話になった者を思い出したので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと再申立てを行ったが、提出した手紙の封筒からは、申立人の保険料控除について確認することはできないこと、また、申立人がB社から一緒に転勤したと記憶していた同僚の名字と同一の名字の従業員 2 名は、「自分はA社には勤務していない。」旨回答していること、さらに、申立期間当時、申立人が世話になったとする者は、

「申立人とは、B社で知り合ったが、A社については全く知らない。」と供述していること等の理由から、既に当委員会の決定に基づき平成23年5月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「勤務していたことは事実であり、判断に納得できない。元厚生労働大臣は、働いていれば厚生年金保険の記録訂正を認める旨を述べているが、第三者委員会は、厚生労働大臣の言うことを聞かずに審議しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」と主張しているが、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成23年9月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「勤務していたことは事実であり、判断に納得できない。元厚生労働大臣は勤務してただけで年金を認める旨の発言をしていたので、私が日記や手紙を提出した時点で年金記録は訂正されるはずである。また、A社に就職した際に公共職業安定所から再就職をしたことによる一時金(8,400円)を受給しているので、申立期間において同社に勤務していたことは確かであり、同社の給与は、前の会社とほぼ同じであり、保険料控除も同じであったはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」と主張している。

これについて、当委員会は、申立人に対して年金記録確認第三者委員会の判断基準を説明したが、申立人は、「元厚生労働大臣が勤務してただけで年金を認めると言った。」旨を主張するのみであり、申立期間における申立人に係る保険料控除を確認又は推認できる新たな資料及び情報は得られない。

また、申立人は、「A社に就職した際に公共職業安定所からもらった8,400円は、失業給付ではなく、就職したことによる一時金であった。」旨主張しているが、B社を管轄する公共職業安定所の適用課担当者は、「申立期間の申立人に係る失業手当及び再就職手当金等の受給記録は確認できず、他の公共職業安定所に照会しても申立人の給付記録は確認できない。」と供述しており、当該受取金が一時金であったか確認できないが、仮にそうであったとしても、このことは、申立人がA社で厚生年金保険料を控除されていたとする資料及び情報とはならない。

さらに、申立人は、「A社では前の会社であるB社とほぼ同じくらいの給与をもらっていたから、A社での保険料控除額もB社と同じくらいであった。」旨主張しているが、その一方で、申立人は、「A社とB社は関係会社ではなく、業種も異なり、仕事内容も異なっていた。」と供述しており、両社は別会社であることから、申立人のA社における報酬月額及び保険料控除額がB社におけるそれとほぼ同じであったとする根拠とはならず、当該主張は認められない。

これらのことから、申立期間における申立人に係る厚生年金保険料控除を確認又は推認できる新たな関連資料や周辺事情は得られず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月10日から51年10月1日まで
A社(後に、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社は、社会保険事務所(当時)に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によれば、申立人のA社における資格取得日は昭和51年2月16日とされていることから、申立期間の一部について、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主及び役員は、いずれも死亡又は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び給与からの保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間の被保険者記録が、年金の給付に反映されている同僚7人及び従業員3人のうち、連絡先の判明した者に、申立人の入社日を照会したが、回答のあった同僚3人は、いずれも不明であるとしている。

さらに、上記事業所別被保険者名簿において、申立期間の被保険者記録が、申立人と同様に、年金の給付に反映されていない同僚7人及び従業員7人に、申立期間に係る保険料控除を確認できる給与明細書の有無について照会したが、回答のあった同僚2人及び従業員3人は、いずれも保有していないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から8年7月1日まで
A社(後に、B社)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、C職として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に、A社において厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主の連絡先が不明のため、事業主から申立人の申立期間における勤務及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、同僚二人を記憶しているところ、当該同僚の連絡先が不明であるため、オンライン記録により、申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員のうち、連絡先の判明した32人に、申立人の申立期間に係る勤務及び同社における厚生年金保険の取扱いについて照会したが、回答のあった10人はいずれも申立人について記憶が無く、同社における厚生年金保険の取扱いについても記憶が無いとしている。

さらに、申立人が姓を記憶している同僚二人は、A社に係るオンライン記録において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、申立人は、同社に入社した当時の従業員は30人程度であったとしているが、申立人が入社したとする平成7年10月1日時点の同社における厚生年金保険の被保険者数は10人であることから、同社では従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないものと認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年10月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額よりも低い額で記録されているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初 28 万円と記録されていたところ、平成4年9月14日付けで遡って3年10月の定時決定の記録が取り消され、24万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間当時に、A社の社会保険担当者であったとする者は、申立期間当時には保険料の滞納は無かったとしている。

また、オンライン記録によれば、上記の処理が行われた当時にA社の被保険者であった者で、標準報酬月額の減額訂正処理が行われている者は、申立人のみであることが確認できる。

さらに、A社は、平成7年1月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先は不明である上、申立人も給与明細書等の給与支給額を確認できる資料を保有していないとしていることから、申立期間について、申立人の主張どおりの標準報酬月額に相当する給与が事業主により支払われていたことは確認できない。

これらのことから、当該遡及訂正処理が、社会保険事務所（当時）による不合理な処理であったとまでは言えない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月1日から21年6月10日まで

A社(後に、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時、C社(現在は、D社)からA社に出向しており、申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和27年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の資料を確認できないことから、申立人の同社における申立期間の勤務及び厚生年金保険料の給与からの控除については、確認することができない。

また、申立人が申立期間当時、C社からA社へ一緒に出向したと供述している同僚21人については、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿では、全員が同社において昭和21年6月10日に厚生年金保険の資格を取得しており、申立人と一緒に同社に出向した者は、いずれも申立人と同日に同社で資格取得していることが確認できる。

さらに、A社における厚生年金保険の資格取得日が申立人の同社における資格取得日以前であることが確認できる従業員7人は、既に死亡又は連絡先が不明であり、これらの者の同社における申立期間に係る勤務及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月1日から同年9月30日まで
② 昭和51年8月1日から同年12月31日まで
③ 昭和52年1月8日から53年4月1日まで

A社（現在は、B社）にC職として勤務した申立期間①、D社（現在は、E社）にF職として勤務した申立期間②及びG社に作業員として勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①から③までにそれぞれの事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間①から③までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社では、申立期間①当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間①に係る勤務及び厚生年金保険料の給与からの控除については、不明であるとしている。

また、B社は、申立期間①当時、C職については、営業成績が一定以上の者を厚生年金保険に加入させており、C職の全員は厚生年金保険に加入させていなかったとしている。

さらに、申立人は、自身をA社に勧誘したとするC職の同僚の姓を記憶しているところ、オンライン記録では当該同僚の加入記録を確認できないことから、C職の全員を厚生年金保険に加入させていなかったことが確認できる上、この者から、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険の取扱いについての供述を得ることができない。

加えて、H健康保険組合では、申立期間①当時の資料は保存年限経過のため保管していないことから、申立人の申立期間①に係る加入記録は確認できないとしている。

また、A社の事業所別被保険者名簿には、申立期間①当時の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における勤務及び厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、D社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、D社の申立期間②当時の事業主は、既に死亡している上、同社の事業を引き継いだE社は、申立期間②当時のD社の資料を保管しておらず、申立人の申立期間②に係る勤務及び厚生年金保険料の給与からの控除については、不明であるとしている。

また、申立人は、D社における同僚の名前を記憶していないとしていることから、同社において申立期間②に厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員 21 人に、申立人の申立期間②に係る勤務について照会したが、回答のあった 9 人全員が申立人を知らないとしている。

さらに、D社に係る事業所別被保険者名簿には、申立期間②当時の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③について、申立人は、G社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、G社は、昭和 51 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間③当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、G社の当時の事業主に申立人の申立期間③に係る勤務及び厚生年金保険料の給与からの控除について照会したところ、当時の資料が無く、不明であるとしている。

さらに、G社において厚生年金保険の加入記録の確認できる従業員 12 人に、申立人の勤務について照会したが、回答のあった 6 人全員が申立人を知らないとしている。

このほか、申立人の申立期間③における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年6月1日から同年10月10日まで
② 昭和30年11月26日から33年11月1日まで

A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社同工場に勤務したことは間違いないので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社の元労務担当者は、同社は既に倒産し当時の事業主も亡くなっていると供述していること、同社が加盟していた業界団体であるC法人の担当者は、A社は昭和54年頃に解散、事業主は既に死亡していると供述していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①及び②に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員を抽出し、このうち所在が判明した32人に申立人に係る勤務及び保険料控除について照会したところ、15人から回答があり、申立人に係る記憶の有無について回答している12人は、全員が申立人を知らないと回答しており、申立人の勤務実態について確認できない。

さらに、上記回答のあった15人のうち、保険料控除について確認できる資料の保存の有無について回答している10人は、全員が保険料控除について確認できる資料を保有していないと回答しており、申立人の申立期間①及び②における保険料控除について確認できない。

加えて、申立人は、5人の同僚の氏名と一人の同僚の姓のみを記憶しているところ、3人についてはA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、被保険者記録は確認できるものの、所在は不明であり、他の3人については、当該被保険者名簿

により被保険者記録を確認することができず、これらの者から申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

その上、A社の元労務担当者は、「会社における社会保険は強制加入扱いとし、集団就職の者は工場の敷地にあった寮に入寮した日を社会保険の加入日としていた。また、手続関係の事務は、専門の人がいたので間違いは無いと思う。申立人について覚えは無い。」と供述している。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における申立人の厚生年金保険の記録は、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 13 日から 48 年 4 月まで
A社B支社（現在は、C社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社同支社に勤務したことは確かである。銀行通帳及び申込手控を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された「氏名検索情報（氏名検索照会）」によると、申立人は、A社において昭和 46 年 4 月 1 日に入社し、49 年 7 月に退社と記録されているところ、C社の人事担当者は、「氏名検索情報（氏名検索照会）」の所管欄に記載されている数値からみて、申立人はB支社勤務と思うと供述している。

また、申立人は、A社B支社で使用していたとする申立期間の一部に係る「申込手控」を提出しており、これらのことから、申立人が申立期間において同社同支社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C社は、当時の厚生年金保険料控除が分かる記録は残っておらず、申立人に係る保険料の控除については分からないと回答している。

また、C社は、申立期間当時の社会保険の加入条件について、「申立人の在籍期間中の資格は不明であるが、営業職員は、保険契約募集実績等により格付される資格により区分していた。明言はできないが、申立人の厚生年金保険の加入記録が無いということは、会社が決めた基準に満たないため加入手続きがとられなかったと思う。」と回答していることから、A社では、同じ正社員でも社会保険に加入させる者と加入させない者を区別していたことがうかがえる。

さらに、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者 62 人のうち、所在が判明した 35 人に照会し、16 人から回答があったところ、そのうち二人から同社同支社における申立期

間当時の厚生年金保険の加入資格について回答があり、このうち一人は、「営業職は成績で加入資格が決まる。会社にいれば年金に加入するという時代ではない。」と回答しており、他の一人は、「私は強制的に加入させられていたが、本人の希望制もあったのかよく分かりません。」と回答している。

加えて、上記回答のあった 16 人のうち、保険料控除の確認できる資料保有の有無について回答している 14 人は全員が、「資料は保有していない。」と回答している。その上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金の記録があることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23156 (事案 10162 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。前回、申立期間にはB社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立て、第三者委員会から年金記録の訂正は必要ではないとする通知を受けた。しかし、申立期間にA社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立期間を含む昭和 53 年 2 月 21 日から 57 年 6 月 22 日までの期間に、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているところ、同社の複数の元従業員は、「申立人は請負契約で勤務していた。」と回答していること、同社の代表取締役は、「請負契約で現場管理をしていた申立人は、厚生年金保険の加入対象者ではなかったはずである。」旨述べていること、オンライン記録により、上記期間の大部分において国民年金に加入していることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 6 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、「申立期間には、B社ではなく、A社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と申し立てており、申立人の具体的な記憶及びA社の従業員の証言から判断すると、時期や期間は特定できないものの、申立人が同社の業務に関わっていたことはうかがえる。

しかし、A社は、申立期間当時の事業主は死亡しており、資料も無いことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等については不明である旨回答している。

また、上記従業員は、「厚生年金保険には全員が加入ではなかったと思う。申立人の業務形態について、会社とどういう契約だったかは分からない。」と述べている。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において申立期間に加入記録が確認できる

従業員 6 人は、厚生年金保険の加入記録と雇用保険の加入記録はおおむね一致していることが確認できるが、申立人の同社での雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらのことから、申立人から提供された新たな情報については、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、このほか当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 37 年 11 月 1 日まで
② 昭和 38 年 4 月 21 日から 41 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①及びB事業所に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶していた複数の同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 39 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は既に解散しており、申立期間①当時の事業主、社長及び経理担当者であったその妻は死亡していることから、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、上記被保険者名簿により、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 39 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる複数の従業員は、申立期間①の一部に国民年金を納付しており、そのうちの一人は、「入社した昭和 34 年夏頃は、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」旨述べている。

2 申立期間②について、申立人は、C社の孫請けであるB事業所で勤務していたと申し立てている。

しかし、B事業所はオンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、B事業所という名称のため、当該事業所は、法人ではなかったと考えられる

ところ、事業所所在地も不明であり、商業登記簿の確認はできない。

さらに、申立人は、B事業所における事業主及び同僚について、その姓のみを記憶しているため、これらの者から、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入の取扱いについて確認することができない。

なお、C社に係る事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらなかった。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月1日から49年8月まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の社員として、申立期間に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に勤務していた従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、平成5年10月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元事業主は、当時の資料は残っておらず、申立人に係る記憶も無い旨供述していることから、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の記憶する上司は既に死亡しており、A社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

A社の事業所別被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、連絡先が判明した6人の従業員に照会したところ、5人から回答があったものの、上記従業員以外に申立人を記憶している者はおらず、また、回答のあった者のうち社会保険事務を担当していた従業員は、申立人が同社に在籍していた記憶は無いが、厚生年金保険に未加入であれば、保険料控除もしていない旨供述している。

さらに、申立人が申立期間当時に居住していた地域を管轄する市役所の記録により、申立人は、昭和44年7月13日から平成4年4月9日まで国民健康保険に加入していたことが確認できる上、オンライン記録から、昭和44年7月から平成7年8月まで国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿において、申立人の氏名を確認することができず、健康保

險証整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から同年6月まで
② 昭和55年4月から56年8月まで
③ 平成3年9月から4年9月まで

A社が経営する店舗Bでウエイターとして勤務した申立期間①、C社又はD社で運転手として勤務していた申立期間②及びE社で販売職員として勤務していた申立期間③における厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①、②及び③のいずれについても、同僚等の名前は覚えていないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社が経営するF市の店舗Bでウエイターとして勤務していたと主張しているところ、当該期間に係る雇用保険の記録から、加入事業所名は不明であるものの、その事業所番号から申立人が昭和51年2月21日から同年6月20日までF市内で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社はF市では厚生年金保険の適用事業所として確認することができない一方で、オンライン記録から、G県のH区において同社と同名の適用事業所が確認できるところ、同社の旧社名と同名のI社がF市に厚生年金保険の適用事業所として存在していたことが確認できる。これらのことを申立人に伝えたところ、申立人は、自身が採用されたのはF市のI社であった旨供述を変更しているが、オンライン記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成元年5月1日であり、申立期間①は適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人は当時の上司及び同僚を記憶していない上、既に適用事業所ではなくなっているI社の元事業主に照会を行ったものの、回答が得られず、同社での申立人

の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、I社とA社は関連会社であった旨供述していることから、A社の元事業主に照会したところ、申立人は同社には勤務していない旨回答があった。

加えて、A社の事業所別被保険者名簿により、当該期間に近接した時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員 11 人に照会したところ、4人から回答があったものの、いずれの者も申立人を記憶しておらず、当該期間当時の勤務実態について確認することができない。

- 2 申立期間②について、申立人は、C社又はD社で運転手として勤務していたと主張している。

しかしながら、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会したものの、「今から 30 年も前のことであり、私の記憶に無い。また、当時の従業員は一人も現存しておらず、事業もほとんど停止しており、自身も高齢になり、現在は事業に携わっていない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、D社の当時の事業主は既に死亡していることから、同社の継承会社であるJ社に申立人の勤務実態について確認したところ、当時の資料が無く不明である旨回答しており、申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、C社及びD社に係る厚生年金保険被保険者原票から、当該期間に近接した時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員 5 人に照会したが、回答が得られず、当該期間当時の勤務実態について確認することができない。

- 3 申立期間③について、申立人は、E社で販売職員として勤務していたと主張しているところ、同社は、当時の勤務記録に係る資料は既に無く、申立人の勤務実態については不明であるとしているが、当時を知る同社の従業員の記憶から、期間は特定できないものの、申立人が同社で販売職員として勤務していたことはうかがえる。

一方、E社は、同社の販売職員という勤務形態は今でも存続しているが、当該職員は外交員報酬扱いとしているので、同社において社会保険には加入させておらず、当該期間当時の扱いも同様であったと想定される旨供述している。

また、オンライン記録から、当該期間と近接した時期にE社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員 3 人に照会したところ、二人から回答があったものの、いずれの者も申立人を記憶しておらず、申立人の当該期間当時の勤務実態について確認することができない。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23164 (事案 1198 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月 20 日から 48 年 7 月 3 日まで
② 昭和 49 年 1 月 26 日から同年 12 月 25 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間に係る勤務の実態や保険料控除を確認できる資料等が得られないなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、その後ハローワーク B で相談したところ、申立期間②の一部である昭和 49 年 8 月 21 日から同年 12 月 20 日までの期間に係る雇用保険の加入記録が確認できた。この記録からも明らかなように、申立期間①及び②については、A社に勤務していたことは間違いないので、再度調査をして、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②を含む昭和 46 年 2 月 20 日から 49 年 12 月 25 日までの期間に係る前回の申立てについては、i) 申立人に係る人事記録等の関連資料が A社に残っておらず、事業主及び同僚からも申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除に関する供述を得ることができないこと、ii) A社では、厚生年金保険への加入を望まない乗務員には、被保険者の資格取得手続を行わない場合もあり、また、健康保険のみに加入させていた乗務員もいた旨の証言をしている上、同僚の一人も、当時は厚生年金保険に加入していない乗務員がいたと思う旨の証言をしていること、iii) 申立人に係る雇用保険及び健康保険組合の加入記録は確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正は必要でないとする平成 21 年 1 月 8 日付けの通知が行われている。

今回、申立人は、新たに、ハローワーク B において、申立期間②の一部である昭和 49 年 8 月 21 日から同年 12 月 20 日までの期間について、A社における雇用保険の加入

記録が確認できたことを理由として、申立期間①及び②にA社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申し立てている。

そこで、申立人の申立期間①及び②における雇用保険の加入記録を改めて調査したところ、申立期間②のうちの昭和49年8月21日から同年12月20日までの期間に加え、申立期間①のうちの46年9月23日から48年4月18日までの期間においても、申立人がA社において雇用保険に加入していることが確認できたことから、当該確認ができた期間については、申立人が同社に勤務していたと認められる。

なお、前回の申立ての際に申立人の当該雇用保険の加入記録を発見できなかったことについて、公共職業安定所では、当委員会からの申立人の雇用保険の記録照会においては、申立人の姓を「C」として照会を受けたが、申立人の当該雇用保険の加入記録における姓は「D」となっているために、これを索出できなかったものであるとしている。

しかしながら、前回の通知文書にも記載のとおり、A社では、厚生年金保険への加入を望まない乗務員には、被保険者の資格取得手続を行わない場合もあり、また、健康保険のみに加入させていた乗務員もいたとしている上、今回改めて、申立期間当時に同社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる従業員42名に厚生年金保険の加入状況等を照会したところ、複数の従業員が、「厚生年金保険の被保険者ではなかった従業員が半分ぐらいいたと思う。」、「当時、厚生年金保険に加入していなかった同僚がいる。」などと回答していることから、当時、同社では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことが改めて確認できた。

また、厚生年金保険と一緒に加入しているはずの厚生年金基金への申立人の加入状況を見ると、申立期間当時、A社が加入していたE厚生年金基金では、「当時の加入記録を保管しているが、申立人については、同社に係る加入記録は無い。」としており、申立人は加入していない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料及び事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年12月23日から34年8月10日まで
② 昭和36年10月27日から38年5月21日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入状況を調べたところ、A社とB所での加入期間が脱退手当金支給済み期間となっている。しかし、私には脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間②に勤務したB所を退職後の昭和38年7月15日に、申立期間①及び②を対象期間として脱退手当金が支給決定されていることが確認できる。同所に係る厚生年金保険被保険者原票においては、当該支給決定日の約3週間前の同年6月20日に、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記号番号に申立期間②に係る厚生年金保険被保険者記号番号を統合する手続きがとられていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間②のB所における被保険者期間19か月のみでは、24か月以上の厚生年金保険被保険者期間を有することという脱退手当金の受給要件を満たさず、申立期間①のA社における被保険者期間20か月を加えることにより脱退手当金の受給要件を満たすこととなる。

このため、申立人に対する脱退手当金については、B所退職後に同所の被保険者期間とA社の被保険者期間とを合わせて、脱退手当金の請求を行ったことにより、当該記号番号の統合が行われたものと考えられる。

また、申立期間①及び②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23166 (事案 22351 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月1日から51年5月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間については、勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、記録の訂正を行うことはできないとの通知があった。
しかし、申立期間も、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る前回の申立てについては、i) 申立人の雇用保険及び健康保険の資格喪失日が厚生年金保険の資格喪失日と一致していること、ii) 現在の事業主及び当時の同僚から勤務していたことが確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正は必要でないとする平成24年1月12日付けの通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとし、新たな資料は無いものの、申立期間当時の事業主の息子で、同僚として一緒に勤務していた者に聞いてもらえば分かるので確認してほしいと再度申し立てているが、同人は、当委員会の照会に対して、申立人が申立期間においても勤務していたかどうかは覚えていないと回答している上、申立人に係る資料等も無いとしている。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 39 年頃まで
② 昭和 40 年 4 月から 45 年 9 月まで

高校卒業後に入社し、申立期間①の前に勤務したA社は、厚生年金保険に加入していなかったが、申立期間①に勤務したB社と申立期間②に勤務したC社又はD事業所とにおいては、厚生年金保険に加入していたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間①において勤務していたとするB社は、オンライン記録及び同社の元経理担当者等の証言から、厚生年金保険の適用事業所となったのが、平成 9 年 12 月 1 日であり、同社は、それ以前の申立期間①において、適用事業所となっていない。

また、B社の元事業主の親族は、当該期間当時の人事関係資料は残っていないとしている上、同社に設立当初から勤務し、当該期間を含め継続勤務していた前述の元経理担当者は申立人を覚えていないことから、申立人の申立期間①における勤務及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

2 申立人が申立期間②において勤務していたとするC社又はD事業所は、オンライン記録によれば、いずれも厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、C社に係る商業登記簿に記載された事業主等の連絡先は不明であり、また、D事業所は商業登記簿も確認できないため、事業主等の連絡先を確認できないことから、これらの者から、C社及びD事業所における申立人の勤務を確認することができない。

さらに、申立人は、同僚を一人覚えているとしているが、正しい氏名を記憶しておらず、連絡先も不明であることから、その者からも申立期間②に係る申立人の勤務を確認することができない。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から11年12月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の代表者の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、A社は、厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できない。

また、A社の代表者は、「当社は、申立期間当時から雇用保険には加入しているが、厚生年金保険及び健康保険には加入していない。」旨供述している。

さらに、A社の元同僚は、「会社の給与から厚生年金保険料を控除されたことは無かった。」旨供述しており、同人から提出のあった平成6年4月及び11年4月の同社の給与明細書から、厚生年金保険料の控除は確認できない上、オンライン記録から、同人は、昭和53年7月から平成13年9月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、申立人から提出のあった平成8年分及び9年分の給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の金額は、当時の厚生年金保険料相当額と比較して著しく低額であることから判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことはうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月1日から42年12月1日まで
② 昭和42年12月1日から43年7月1日まで

A社B支店（C社に社名変更を経て、現在は、D社）及びC社（現在は、D社）に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。A社では、前任地の同社E支店から経理担当として継続して勤務していたが、同社B支店に異動後、自らの標準報酬月額が引き下がる要因は思い当たらず、また、当時の同社は経営状態も順調であったため、自身の標準報酬月額が減額されることは考えられないので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額が4万8,000円であった旨主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間①については、昭和41年10月から42年5月までは3万円、同年6月から同年9月までは3万9,000円、同年10月及び同年11月は4万5,000円であることが確認でき、申立期間②については4万5,000円の標準報酬月額であることが確認できる。

また、A社B支店及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる申立人の申立期間①及び②の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は見られない。

一方、当該期間の前後の期間において、A社E支店から同社B支店に転勤した4人（申立人を除く。）について、各々の異動する前後の期間の標準報酬月額に係る記録を確認したところ、申立人と同様に標準報酬月額が減額されている者が3人おり、申立人の標準報酬月額に係る記録のみが、必ずしも他の従業員と比較して低額であるという事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、A社B支店において、申立人と同じ職種（経理担当）であったとされる従業員の当該期間に係る標準報酬月額は、定時決定により減額されていることが確認できる。

さらに、D社の人事担当者は、「当時の賃金台帳を含む関係資料を保有していない。」旨供述しており、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。